令和８年（フ）第２８９号
大津市坂本五丁目28番５号
債務者　枝　　啓司
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０３号
大津市大萱７丁目７－３　介護老人保健施設レーク・ホロニー、住民票上の住所大津市一里山四丁目19番２号
債務者　橋本　靖男
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
滋賀県草津市野路町663番地１－1006　ソレイユ豊　ＰａｒｔⅠ
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市城北本町３番20－301号　リベール姫路城北ウィングス
債務者　小園　陽介
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２９号
兵庫県姫路市西今宿６丁目４番１－５号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町1139番地の10
債務者　齋藤　純也
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市書写2346番地
債務者　岡田麻友子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２０９号
奈良県桜井市大字浅古260番地の13
債務者　藤本　奈那
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３９号
奈良市南紀寺町五丁目57番地の９　グレースシャンテ258号
債務者　石川　弘稀
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１１号
和歌山市十二番丁87番地　ルシャトー十二番丁301号室
債務者　森川　秀子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６４号
広島県東広島市西条町西条325番地１
債務者　坪島　美雪
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５５号
広島市安佐南区伴東８丁目73番６号
債務者　井手　信吾
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９６号
広島市東区山根町38番１－306号
債務者　松浦　沙良
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１号
広島県福山市駅家町大字江良570番地　西２号棟、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1444番地１　サンフィールドＢ101
債務者　西岡　伸恵
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市西町１番11－303号　レオパレスＷＥＳＴＴＯＷＮ、前住所高知県土佐市高岡町乙222番地20
債務者　堀部　広志
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１９号
大分県中津市大字高瀬507番地
債務者　内野　聖蘭
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２７号
大分県宇佐市大字北宇佐693番地の５
債務者　下原　彩花
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３０号
大分県中津市大字牛神89番地２　小倉団地１号
債務者　台　　規江
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係